

新たに9物質を麻薬に指定し、規制の強化を図ります (注意喚起)

本日付で、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」、「麻薬及び向精神薬取締法施行令」及び「覚せい剤原料を指定する政令」を一部改正し、新たに9物質(※1)を麻薬として、2物質(※2)を特定麻薬向精神薬原料(※3)として、1物質(※4)を覚せい剤原料(※5)として指定しました(政令の施行は本年7月28日)。今回の麻薬指定により、麻薬の総数は206物質(法律の別表で指定:74物質、政令で指定:132物質)になります。

新たに麻薬に指定される物質は、現在、厚生労働省が指定薬物(※6)に指定しており、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されています。同物質は、麻薬と同種の乱用のおそれがあること、麻薬と同種の有害作用をもつことが確認されましたので麻薬に指定し、罰則を強化(※7)することにより規制の強化を図ります。

なお、麻薬に指定される9物質は、指定薬物の指定から外され、指定薬物ではなくなります。

厚生労働省としては、今後、麻薬に指定された物質が乱用されることのないよう、関係機関に通知を発出し、注意喚起を行っていきます。

※1 物質① 化学名:N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

通称名:ADB-CHMINACA

物質② 化学名:N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

通称名:ADB-FUBINACA

物質③ 化学名:2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類

通称名:N-Ethylnorpentylone, ephylone, bk-EPDP

物質④ 化学名:1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

通称名:CUMYL-4CN-BINACA,4-cyano CUMYL-BUTINACA, SGT-78

物質⑤ 化学名：N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

通称名：Cyclopropylfentanyl

物質⑥ 化学名：N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)ブタンアミド及びその塩類

通称名：4-FBF, *p*-FBF

para-fluorobutyrylfentanyl, *p*-fluorobutyrylfentanyl

物質⑦ 化学名：N-(2-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類

通称名：2-Fluorofentanyl, ortho-fluorofentanyl, *o*-fluorofentanyl

物質⑧ 化学名：メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類

通称名：FUB-AMB, MMB-FUBINACA, AMB-FUBINACA

物質⑨ 化学名：2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド及びその塩類

通称名：Methoxyacetylfentanyl

※2 物質① 化学名：メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類

通称名：3,4-MDP-2-P methyl glycidate, PMK glycidate

物質② 化学名：2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類

通称名：3,4-MDP-2-P methyl glycidic acid, PMK glycidic acid

※3 麻薬向精神薬原料は、麻薬又は向精神薬の原材料として用いられているものであり、流通に関与する者の届出、輸出入の届出、盗難や密造に流用される疑いのある場合の届出等によって規制をかけています。麻薬向精神薬原料のうち、より麻薬又は向精神薬への加工が容易であるもの若しくは麻薬又は向精神薬の不正な製造に必要な不可欠であるものについては、麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和28年政令第57号)で特定麻薬向精神薬原料に指定し、麻薬向精神薬原料より厳しい規制をかけています。

※4 物質① 化学名：3-オキソ-2-フェニルブタンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

通称名：α-phenylacetoacetamide, APAA

※5 覚せい剤原料は、覚せい剤の原材料として用いられているものであり、輸出入、製造、流通、所持、使用の規制をかけています。覚せい剤原料輸入業者・輸出業者が、その都度、厚生労働大臣の許可を受けて輸出入する場合を除き、一般の個人が輸出入することは禁止されています。

※6 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定しています(医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項)。指定薬物は、製造、輸入、所持、使用等が禁止されています。

※7 指定薬物に関する罰則:最高で5年以下の懲役及び500万円以下の罰金

麻薬に関する罰則:最高で無期若しくは3年以上の懲役及び1000万円以下の罰金

1. 施行日等

公布日:令和元年6月28日

施行日:令和元年7月28日

2. 国民の皆様への注意喚起

上記麻薬に指定された9物質は、これまで指定薬物として指定されておりましたが、この度新たに麻薬に指定することで、規制の強化を図ったものです。

危険ドラッグには上記麻薬成分や指定薬物成分を含有するものがあり、使用すると意識障害や呼吸困難など健康被害を引き起こすおそれがあります。

麻薬や指定薬物は法によって厳しく規制されていますので、決して使用しないでください。

以上